

2. 教育科目の履修方法と手続

(1) 履修科目

(A) 必修科目

各教育科目のなかには、各学科の性質にもとづいて、必ず履修しなければならない必修科目が定められています。この科目が全て履修されるまでは、他の要件を満たしていても卒業が認定されません。また、必修科目のうち専門科目は、段階的に学習するようになっていきますので、1年次において必修科目を落とすこと（不可若しくは未評価となること）は2年次の学習に大きな支障となる点に注意してください。

なお、前述した各免許・資格の取得の指定科目は、免許・資格の取得のために、実質的には必修科目と同然の意味をもつこととなります。

(B) 選択科目

一般教育科目をはじめ多くの教育科目では選択制がとられていますが、どの科目をとるかは学生の判断にまかされます。しかし、この選択制も各免許・資格の取得をめざす場合、指定科目の関係で選択の幅が狭くなることはやむを得ません。

(C) 学年次制

履修科目は、一般教育課程を除いて学年次別に配列され、それにもとづいて時間割が組まれます。これは2年間に履修する多くの科目を系統的に学修する必要があります。したがって、必修科目をはじめ必要な科目は必ずその学年次において履修しなければ、3年次において履修しなければならないこととなります。（留学生・長期履修学生は除く）

(2) 授業の形態・単位制

(A) 学期 2期制

各年次の授業は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わりますが、それを春学期と秋学期の2期に分けます。期の区分については、各年次始めに別に指定します。

(B) 授業の形態

各科目は、内容や授業の方法等によって、講義、演習、実験・実習及び実技の各科目として示されます。

担当教員の講義を主とする科目を講義科目、担当教員の講義を主としながらも小実習等を加え担当教員と学生が共同で研究する科目を演習科目、担当教員

の指導のもとで実際に学生が実験し、制作し、研究する科目を実験・実習科目とといいます。

(C) 単位制

大学での学修は、学年進級制でなく、単位制になっています。これは、各科目毎の履修に対し、試験その他の方法による合格判定によって、その科目について定められた単位数を修得していくことです。後述のように、卒業ないし各免許・資格の取得には、必要な最低単位数が定められており、卒業や免許・資格の取得がこれらの単位数の修得にかかっていることとなります。

(D) 単位の基準

単位とは学修時間を示すもので、その科目の学修が延べ45時間となるとき、これを1単位とします。

単位計算の基準となる学修時間は、授業形態によって分けられ、原則として次のようになっています。

講義科目	教室内1時間につき教室外2時間の自学習
演習科目	教室内2時間につき教室外1時間の自学習
実験・実習科目	教室内の学修時間

上述でわかるように、大学における学修が自習すなわち自学自修による予習や復習が単位計算にそのままつながるものであり、そこに大学における学生の学習の特色があることを自覚すべきであり、講義をはじめ大学における授業の理解が学生の学習態度いかにかわるものであることを注意しておきます。

なお、学修期間は、1期で終わる科目については15週として計算されます。したがって、1週に2時間（本学ではこれを1コマと呼び正味90分）の講義が1期（15週＝30時間）で2単位となるのはこの計算基礎にたっています。また「演習」については1期（15週＝30時間）で1単位となります。「実験・実習及び実技」については、1週3時間×15週＝45時間（1週4時間×11.5週＝45時間）の計算で1単位となります。

(E) 学外実習

教職をはじめ各種の免許・資格を取得しようとする場合には、それぞれ正課に加えて学外実習が課せられています。これらの実習について必要な事項は「実習規程」（P.240～）に定められていますので、この規程にしたがって実習を行ってください。

なお、これらの実習に対する成績評価及び単位の認定については、各実習施設における評価等を資料にして、学科の実習担当教員が行うことになっています。

(3) 授業時間・時間割

(A) 授業時間

授業時間は、講義及び演習科目については90分を1コマとし、これを単位計算上の2時間分の授業とみなします。

1日の授業時間は、次のとおりです。

授 業 時 間

時間	第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
	9:00~10:30	10:40~12:10	12:50~14:20	14:30~16:00	16:10~17:40

(B) 時間割

各科目の年次配分は、毎年度はじめの授業ガイダンスの際に、時間割は各学期はじめに発表します。

時間割が固定化されているのは、科目選択をはじめ学生の長期的な履修計画がたてられるよう配慮したものです。

なお、各期および長期休業のはじめとおわりには、全学アセンブリーが設定されます。

(4) 卒業に必要な単位数

卒業するためには2年以上4年を超えない期間在学し、所定の科目及び単位数以上を履修・修得しなければなりません。(長期履修学生は2年以上6年以内)

学則により、基礎科目については、計8単位以上、外国語科目については2単位、体育科目については2単位、専門教育科目については、50単位以上、総計で62単位以上を修得することが卒業の要件になっています。但し、介護福祉学科は83単位とします。

このうち、特に、専門教育科目においては、所定の科目及び単位数は各学科によって異なります。

また、単に卒業要件を充足するだけでなく、さらに各免許状・資格等を取得しようとする学生は、前述のように、卒業要件に加えて取得に必要な指定科目を履修しその単位を修得しなければなりません。

このことについては、4 学修に関する要項における、「1. 教育課程の(1)

構成と目標」及び、(2)授業科目一覧表に記載してありますので、それをよく読んで慎重に履修計画をたてる必要があります。

なお、上記の記述はかなり複雑になっていますので、理解しにくい点については、ガイダンスのときなどに担当教員または教務課から適切な指導や助言を受けてください。

(5) 履修手続（受講登録から単位認定まで）

大学における学修生活のサイクルは、履修科目の登録にはじまり、学修成果の評価によって単位認定がなされることで終わります。このサイクルが、4学期、2年間を通じて繰り返されるわけです。図示すれば次のとおりです。

